

オーストラリアの難民支援体制の最近の動向と諸問題

Recent trends in refugee support system and some relevant issues in Australia

森 恭 子 *

Kyoko MORI

要旨：本稿は最近のオーストラリアの難民支援体制およびそれに関連する諸問題を概観するものである。オーストラリアは、難民の受入れや保護・定住支援に実績があるが、近年は難民の受入れが厳格化され、庇護希望者の離島への拘留、収容施設の人権侵害、保護の制限等のさまざまな問題が起こっている。一般市民の難民に対する偏見があることも否定できない。他方、政府の強硬な難民政策に対する市民社会の抗議の高まりや難民の社会貢献を評価する研究も注目される。

キーワード：オーストラリア, 難民, 定住支援, 社会統合, ソーシャル・キャピタル

1. はじめに

欧米諸国は近年のシリア難民の大量流入にともない、難民政策の厳しい転換を迫られている。多民族国家であるオーストラリアも例外ではなく、ここ15年余の政府の強硬な難民政策は国内外で物議を醸している。全国難民弁護団連絡会議の各国別調査¹⁾によると、オーストラリアの難民申請者数は、8960件（2014年）であり、他の先進諸国に比べると必ずしも多いとはいえないが、難民認定率をみると、28.3%と比較的高い割合を示している²⁾。また第三国定住による難民受入れ数は、アメリカ73,000人、カナダ12,300人に次いでオーストラリアは11,600人で、国際社会における難民受入れには貢献している国といえる（UNHCR 2014）。

本小稿は、オーストラリアの難民政策をめぐる最近の動向と諸問題について、主に難民の受入れ、保護・定住支援体制を中心に概観し、今後のフィールド調査研究の礎とするものである。

2. オーストラリアの難民保護・定住支援体制の概要

オーストラリアは、戦後の白豪主義政策、そして1970年代に採用された多文化主義政策、さらには1990年代以降の保守党および労働党の政権交代の拮抗が繰り返される中で、移民・難民政策も常に変化してきた（増田2010、浅川2012）。難民については、1947年から大規模な東ヨーロッパ難民受入れが始まり、1970年代にはベトナム難民の大量受入れ、その後もさまざまな国から難民を寛大に受け入れてきた。しかし1990年代にボート・ピープルが急増する中で、旧ハード保守連合政権下により難民政策は厳しい局面を迎え現在に至っている（杉田 2013）。

オーストラリアの現在では（2015年時点）、「難民および人道支援プログラム」（Refugee and Humanitarian Program）の下で難民の受入れが行われているが、以下の二つに大別される³⁾。

（1）オンショア・プロテクション（Onshore Protection）：既にオーストラリア国内に到着している者に難民認定審査をし、補完的保護を付与するもの。この保護（protection）あるいは庇護

* もり きょうこ 文教大学人間科学部

(asylum) を求める者へのビザは入国時の状況等で以下の3タイプに分類されている。

①プロテクションビザ (ClassXA) (Subclass 866) : オーストラリアに合法的に入国者に付与されるビザ

②一時的プロテクションビザ (ClassXD) (Subclass 785) : 非正規入国者に付与される。

③セーフ・ヘブン・エンタープライズビザ (ClassXE) (Subclass790) : 非正規に入国しオーストラリア地方で就職や進学をめさす者に付与される。

(2) オフショア・再定住 (Offshore Resettlement) : 国外にいる難民に定住を提供するものである。これは「難民」と「特別人道支援プログラム」(Special Humanitarian Program: SHP)の2つに分類されるが、いわゆる第三国定住に相応するものである。前者は母国で迫害され再定住が必要な人々であり、多くはUNHCRによって認識されオーストラリアへの再定住を照会されている者であり、国内特別人道支援プログラム (In-county Special Humanitarian Program)、緊急救助 (Emergency Rescue)、危機的状況にある女性 (Woman at Risk) 等が含まれる。また後者は彼らの母国外にいて、母国での甚だしい人権侵害や緊急的な保護が必要な人々を対象とするものである。ただし2012年8月13日以降、海上からの不法入国者 (Illegal Maritime Arrival) は人道支援プログラムの下で、彼らの家族を申請する義務はもはやなくなっている。

近年のオーストラリアの人道支援プログラムによる人々の数は以下のとおりである。

表1 オーストラリアの人道支援プログラム許可者 (2010-11から2014-15)

分類	2010-11	2011-12	2012-13	2013-14	2014-15
難民	5984	5988	11985	6499	6002
特別人道プログラム	2966	714	503	4507	5007
オンショア*1	4828	7043	7510	2753	2747
合計*2	13778	13745	19998	13759	13756

*1) 人道支援プログラムの下で数えられる「プロテクション・ビザ」とオンショアの人道支援ビザ許可者を含む。

*2) 表の数値は、2014-15プログラム年末で改訂されており前年に出版された数値とは異なる。

(出典) オーストラリア移民・国境警備省HP (Fact Sheet-Australia's Refugee and Humanitarian Programme)

オンショアによる難民は減少傾向にあるが、オーストラリアは毎年一定数の難民を受入れている実績がある。1970年代に多文化主義政策へと転換して以来、移民大国として移民・難民を積極的に受け入れ、また彼らへの定住支援体制を整備・確立してきた。連邦政府の主導の下、1979年に公設の移民リソースセンター (Migrant Resource Centre : MRC) がメルボルンで開設され、その後全国的に配置され、移民・難民の定住支援事業の中核的な役割を果たしてきた (森 1999)。また政府は地域の非営利団体等に助成する仕組みを1968年から導入し、1997年からは「コミュニティサービス定住サービス制度 (Community Settlement Service Scheme: CSSS)」制度として発展させた。助成を受けた団体はCSSSワーカーという職員を雇い、ケースワーク・グループワーク・コミュニティワーク、アドボカシー等のいわゆるソーシャルワーク実践を展開した (浅川 1999)。現在MRCは民営化され、2005年にはMRCへの公的助成とCSSSは統合され「定住支援助成プログラム」(Settlement Grants Program: SGP)へと再編・移行された (塩原 2008)。援助の対象枠が狭まり (最近移住してきた難民・人道移民あるいは英語能力の低い移民等)、地域ニーズベースの助成となっている。サービス提供者 (プロバイダー) は助成金の獲得競争に曝されているといえるが、オーストラリアの移民・難民への支援のノウハウは制度の形は変化しながらも蓄積され、定住支援体制は官民連携しながら脈々と根つき今日に至っているといえる。

こうした新規移住者への定住支援体制を基盤としながら、難民・人道移民を対象とした人道支援定住サービス (Humanitarian Settlement Services : HSS) ⁴⁾ が政府の助成を受けた民間のサービス提供者を中心に実施されている。これは、集中的な定住支援サービス (最初の6ヶ月～

12か月以内)であり、新しい生活を開始するためにその人にあわせた支援 (tailored support)、オーストラリアの経済および社会生活に参加するための能力を強化する機会の提供、主流サービス等の他の支援にも自立的にアクセスできるスキルと知識を提供することを目的としている。具体的には、空港での出迎え、最初の宿泊先への移送支援、住居支援、食料・生活必需品一式の提供、センターリンク (社会保障や生活保護等の主管する公的事務所) の登録、医療保険、保健サービス、銀行、学校、成人英語プログラム等へアクセスの支援、オーストラリアの生活のオリエンテーションを含んでいる。HSSプログラムが終了後は、SGPの下で助成されているMRCや移民サービス団体や機関あるいは複雑なケース支援サービス (Complex Case Support Services) を通して一般的な定住サービスへと移行される⁵⁾。

難民申請者に対する支援は、センターリンクからの財政的な支援を得ることができないが、1992年に創設された「庇護希望者支援スキーム (Asylum Seekers Assistance Scheme: ASAS)」によって支援が提供され⁶⁾、オーストラリア赤十字社が移民省から委託され実施してきた。具体的には医療、住居、必要なサービスへのアクセスの支援、住居の提供、子どもたちを地域の学校へ通学させる等である。個別ケースワーク、集団教育セッションを設け、住居の探し方、銀行口座開設、政府サービスへのアクセス等の情報を提供・共有したりしている⁷⁾。また特別なニーズがある者や脆弱な者 (高齢や障害等) については、ニーズに応じた特別な支援として「コミュニティ支援サポート (Community Assistance Support: CAS)」が提供されている⁸⁾。現在、ASASとCASは在留資格を解決する間の非市民へのサービスの提供を実施する「ステータス解決支援サービス (Status Resolution Support Service: SRSS)」プログラム⁹⁾の中に包含された。

以上、オーストラリアの場合、難民・人道移民の場合は、まず政府による入国直後の介入支援 (HSS) そして、その後の一般的な定住支援、そしてオーストラリアのメインストリームサービスという三層構造によって支援されている。

3. オーストラリアにおける難民の人権侵害・生活問題

難民の受入れ数および政府の保護・定住支援体制を鑑みると、オーストラリアの国際社会での貢献度は評価されるが、近年、難民への対応に人道上の非難の声があがっている¹⁰⁾。最も非難されている点は、ボート・ピープルへの処遇問題である。2001年8月に起こったタンパ号事件¹¹⁾を契機に、オーストラリアを目指すボート・ピープル (船舶による不法入国者・密航者) への対策として、旧ハワード保守連合政権は「パシフィック・ソリューション (Pacific Solution)」政策を導入した。これはボート・ピープルを本土に上陸させず、太平洋の島国であるナウルやバプア・ニューギニアに移送し、収容施設を創設し、そこに庇護希望者を収容し難民審査を行うものである。しかし難民認定されてもオーストラリア本土に入国できる保証はなく、不認定の場合は即刻送還される。この対策はボート・ピープル予備軍への抑止効果となり、その後も保守党および労働党の政権交代が繰り返された。一時的に2007年に旧労働党ラッド政権によって停止されたが、おおむね継承され、2013年9月の旧アボット保守連合政権の下で、国境保全・国家安全保障の名目によりいっそう強化されるに至った¹²⁾。ナウルの収容施設を2012年に視察したアムネステイ・インターナショナルは、施設の劣悪さ設備の不備、身体的・精神的な疾患のある庇護希望者への不適切な処置等の悲惨な環境について報告している¹³⁾。

また不法移民対策として国内にも強制収容所があり¹⁴⁾、庇護希望者が収容されているが、ここでも収容の長期化や劣悪な待遇を背景に、脱走、放火、暴動等数々の事件が相次いで起こっていることが報告されている (浅川 2003)。また、収容経験は、認定審査の長期化に伴う不安、送

還の恐怖、自由の剥奪、不公平感、地域社会からの孤立、絶望等の精神衛生上の問題を引き起こすことが懸念された。とくに保護者のいない子どもの拘留に対しては人権擁護団体が反対し、政府に地域社会での拘留を提案する等した結果、2010年に子どもや家族、脆弱な成人については地域収容所 (Community Detention) に切り替えることになった (Marshal et al. 2013)。そこでは庇護希望者は監視から解放され、地域社会との交流への参加も可能となり、より自由な自立的な生活を営めることができるようになった。しかし、オーストラリア人権委員会の2014年3月31日時点の調査では、子どもの収容者数は1068人 (国内584人、クリスマス諸島305人、ナウル179人以上) との報告もある (Australian Human Rights Commission 2014: 21)。

地域社会で暮らしたり、地域収容所に滞在する庇護希望者の生活費は、ASAやCASでカバーされてきたが、それらの支給額は一般的なオーストラリア人が受給される保護費や手当の支給額より低く設定されている¹⁵⁾。また2012年8月13日に政府の政策が転換により、それ以降に到着したボート・ピープルは地域に居住できるが、就労許可がされなくなった¹⁶⁾。またHSSについても2013年8月30日からは、プロテクションビザを付与された庇護希望者の一部は対象から外される等、政府による支援がますます縮小されつつある¹⁷⁾。こうしたSRSSやHSSの対象とならない庇護希望者については、民間のNGO団体が財政的支援、住居支援、法律相談、医療、語学学習、就職のスキル支援、アドボカシー等のサービスを提供し受け皿となっている¹⁸⁾。しかし、これらのNGOで働くソーシャルワーカーや職員の低賃金や短期契約、職場教育や訓練の制限等の劣悪な労働条件が指摘されている (Robinson 2014)。

難民政策は、オーストラリア一般市民の意識と大きく関わっている。保守連合政権の「パシフィック・ソリューション」の導入は、当時の世論調査では約7割以上からの支持があり、その直後の総選挙では保守連合が勝利し、2002年2月の世論調査でも強制収容所についても半数が支持していたという結果があった (浅川 2003)。また庇護希望者に対しての一般市民の見解について調べたペダーセンらの調査 (Pedersen et al. 2006) によれば、①ボート・ピープルは申請手続きの順番を飛び越える、②不法移民である、③政府の権限を取得していないので真の難民ではない、という否定的な見方が示されている。さらに難民や庇護希望者のNGOで働くソーシャルワーカーや職員は、政策、組織、メディア、地域社会等を含むさまざまなレベルでの人種差別的態度に遭遇していることも報告されている (Robinson 2014)。

ただし、一般市民のヒューマニズム精神や寛容性も根強く残っている。近年、パームサンデー (復活祭前の日曜日) に、庇護希望者を離島に拘留する政策や収容施設での人権侵害等に抗議する大規模集会やデモ行進が国内全土で行われている。筆者も2016年3月20日に、シドニー大学の教授に誘われ、シドニーの中心街をデモ行進する機会を得た。さまざまな市民団体、老若男女、白人を含めた多様な人種・民族によるパレードは壮絶であった。当日はシドニーだけでも約4000人あるいはオーストラリア全土では5万人以上が参加したともいわれている¹⁹⁾

4. 難民のオーストラリア社会への貢献

難民のネガティブさが強調される一方で、難民のオーストラリア社会への貢献に関する研究もみられる。パーソンズは、国内の難民の経済貢献に関する文献²⁰⁾ を分析する中で、いくつかの文献が長期的な視野からみれば、難民がオーストラリアに実質的な経済貢献をしていること、そして彼らが経済的負担になっているという明確な証拠はなかったと述べている (Parsons 2013)。

移民省 (当時は移民・市民権省) の委託を受けたヒューゴによる大規模な調査²¹⁾ (Hugo 2011) では、定住初期の段階では、難民は高い失業率であり、低い労働力に従事するが、時間が経過す

るにつれ、それはオーストラリア生まれの平均と変わらなくなる傾向にあること、また、難民の第二世代に至ると、オーストラリア生まれよりも労働分野の参加率や失業率が低いことを明らかにした。また、地方におけるニッチ産業（労働力確保が難しくなった労働市場）の充填、高い起業率、彼らの母国への送金や貿易を通じて、難民が経済的に貢献していることを示している。

経済的貢献のみならず、ヒューゴの調査では、難民の地域貢献に関する点にも注目している。調査によれば、難民は新規入国者に対しての重要な支援ネットワークを提供し、難民の第二世代はオーストラリア生まれに匹敵するボランティア水準であり、他の移民に比べてオーストラリア地域社会への愛着や参加が高いこと等が明らかにされた。また難民のボランティア活動の主な動機として、難民が雇用への経路を提供すること、自信を得ること、受入れ社会についてより良く学ぶこと等が指摘されている。ヒューゴの調査は、このような難民の地域貢献を通して、難民がオーストラリアの地域社会により良く統合され、ソーシャル・キャピタル（SC）の構築がみられることを評価している。今後の難民の貢献に関する調査の課題として、先のパーソンズも、ボランティアやアンパイドサポート（無償支援）等の社会的・市民的貢献に対する調査や人的資本やSCからのアプローチからの考察の重要性を強調している（Parsons 2013）。

筆者は2015年からシドニーの難民支援のフィールド調査を試みているが、その中でもSTARTTS（Service for the Treatment and Rehabilitation of Torture and Trauma Survivors：拷問・心的外傷サバイバーのための治療・更生のためのサービス機関²²⁾）は、難民の社会貢献やSC構築の重要性を認識しながら支援活動を展開している団体として注目される。今回は紙面の関係上、その具体的取り組みの紹介は別稿に譲るが、例えば、筆者が参加したSTARTTSのエスニック・コミュニティのリーダー養成のワークショップでは、参加者に「あなた自身のギフト（gift：贈物、才能）は何か」また「そのギフトがビジネスにつなげられるか」という話し合いを通して、オーストラリア社会への貢献を促進するようなグループワークがみられた²³⁾。またSCに関する研修講座の実施²⁴⁾やニューサウスウェールズ大学との共同研究プロジェクトにおけるSCモデルの開発（Pittaway, Bartolomei and Doney 2015）が試行されたりしている。

おわりに

難民の受入れや保護・定住支援に実績のあるオーストラリアの例をみてきたが、難民への定住支援体制が整備されている一方で、近年は難民の受入れが厳格化され、収容施設に関する人権侵害や難民申請者への保護の制限等の問題が起こっている。オーストラリア市民社会の難民に対する偏見も存在するが、政府の非人道的な離島への拘留政策への反発の声も大きくなっている。

難民のオーストラリア社会への貢献を評価する実証的な調査結果が示され、貢献やSC構築に向けた支援活動も垣間見られたが、オーストラリアの国益として「貢献する難民」を強調することにより、難民への保護・支援施策を正当化せざるを得ないことも確かである。また難民にとっても受入れ社会での貢献という形の社会的役割の付与は、彼らの自立した社会生活の一部を担うことができるといえよう。シリアをはじめ内戦や政情不安が続く地域から難民の流出が拡大する中で、大量の難民を受け入れざるをえない先進諸国にとっては、人道上的受入れはもはや限界にきている。難民および受入れ社会の双方向の利益となる難民政策が模索される必要がある。

（付記）本研究は2014～2016年度 文部科学省・日本学術振興会科学研究費補助金（基礎研究C26380735）の成果の一部である。

〈注〉

- 1) 全国難民弁護団連絡会議ホームページ
(http://www.jlnr.jp/stat/2014/stat_summary-2014_03.pdf :2016年2月23日閲覧)
- 2) 2014年の難民申請者数は、ドイツ173,070、アメリカ12,160、スウェーデン75,090、イタリア63,660、フランス59,030、イギリス31,260である。申請者数を認定者数で単純割した難民認定率でみると、カナダ73.9%、イギリス34.3%、フランス28.1%であるが日本は0.2%と極めて低い値となっている。
- 3) Australian Government Department of Immigration and Border Protection, Fact Sheet-Australia's Refugee and Humanitarian Programme (<https://www.border.gov.au/about/corporate/information/fact-sheets/60refugee>: 2015年2月25日閲覧)
- 4) Department of Social Services, Humanitarian Settlement Services (<https://www.dss.gov.au/our-responsibilities/settlement-and-multicultural-affairs/programs-policy/settlement-services/humanitarian-settlement-services-hss> :2016年2月25日閲覧)
- 5) Refugee Council of Australia HP, Settlement Support (<http://www.refugeecouncil.org.au/fact-sheets/settlement-services/settlement-support/>:2016年2月25日閲覧)
- 6) Department of Social Services, Fact sheet 98 Settlement Services for Humanitarian Entrant (<https://www.dss.gov.au/our-responsibilities/settlement-and-multicultural-affairs/publications/fact-sheet-98-settlement-services-for-refugees>:2016年2月25日閲覧)
- 7) Australian Red Cross HP, Asylum seekers and Refugee (<http://www.redcross.org.au/asylum-seekers.aspx>:2016年2月25日閲覧)
- 8) Australian Red Cross, Fact sheet:Community Assistance Support (http://www.bcv.org.au/uploads/9/6/4/0/9640840/20120816_cas_factsheet.pdf:2016年2月26日閲覧)
- 9) Department of Immigration and Border Protection, SRSS programme (<https://www.border.gov.au/Trav/Refu/Illegal-maritime-arrivals/status-resolution-support-services-programme-srss>:2016年2月25日閲覧)
- 10) 国連人権理事会は、オーストラリアが庇護希望者を領土外で難民審査していることを見直し、子どもの収容を辞めるよう勧告した。(2015年11月9日) (<http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/UPR/Pages/Highlights9Nov2015pm.aspx> : 2016年2月27日閲覧)
- 11) ノルウェーの貨物船がオーストラリアを目指す密航者を救助したが、政府が入港を拒否した事件。
- 12) 日豪プレス2014年3月10日付(松本直樹「政局展望 一件着着にはほど遠いボート・ピープル問題」)
- 13) アムネスティ・インターナショナル(2012年2月27日、11月30日の国際事務局発表ニュース) (<http://www.amnesty.or.jp/news/>: 2016年2月26日閲覧)
- 14) 2005年からは、子どもや脆弱な人々を対象とした、一般の収容所よりも拘束の少ない状況で手続きを進めるコミュニティ・デテンション (community detention) が導入されている。
- 15) 福祉省 (Dep. of Human Service) の特別給付よりも89%とされている。例えば、特別給付と同等の割合である雇用給付 (Newstart) の受給資格のある子どものいない単身者は2週間で515.60AU\$が受給されるなら、庇護希望者の場合は、それより89%以下となり、454.88AU\$以下となる。(Parliament of Australia 2014), Parliament Library: Australian Government Assistance to refugees: fact versus fiction : http://www.aph.gov.au/About_Parliament/Parliamentary_Departments/Parliamentary_Library/pubs/rp/rp1415/AustGovAssist-refugees: 2016年2月26日閲覧)
- 16) Asylum Seekers Resource Centre ,Community Based Asylum Seekers, http://www.asrc.org.au/wp-content/uploads/2013/07/Community-Based-Asylum-Seekers_August-20132.pdf:2016年2月26日閲覧)
- 17) ブリッジングビザEをもち地域社会で生活または地域収容施設で生活する海上からの不法入国者、そしてそれに類似する人々である。
- 18) 例えばシドニーでは「庇護希望者センター (Asylum seekers centre)」、メルボルンでは「庇護希望者リソースセンター (Asylum seeker resource centre)」等がある。
- 19) 難民アクション連合シドニー (RAC:Refugee Action Coalition Sydney) のホームページ (<http://www.refugeeaction.org.au/?p=4564> : 2017年1月29日閲覧) やThe Age (Victoria州) の記事 (<http://www.theage.com.au/victoria/show-some-compassion-refugee-protesters-say-20160320-gnmpe2.html> 等)。
- 20) 2001年～2011年までの8文献。

- 21) ここでの難民とは広義の意味で使用される人道的入国者 (Humanitarian Entrants) のことである。
- 22) STARTTSは、1988年に設立されたオーストラリアのNSW州のNGO団体である。難民や庇護希望者への心理社会的支援、グループワーク、コミュニティ開発、アドボカシーおよび難民に関する教育・研修を行っている。シドニーを中心にその周辺地域にも支部をもつ。
- 23) 筆者は、2015年3月21日STARTTSの主催するルワンダコミュニティのリーダーたちとのグループワークを見学する機会を得た。
- 24) STARTTSはいくつかの研修プログラムを提供している。例えば、研修テーマは、難民の理解、難民の子どもや青少年との関わり、カルチュラルコンピテンス、トラウマとその治療、コミュニティ開発等多岐にわたっている (STARTTS TRAINING PROGRAMS 2016)。筆者は2016年3月10日に1日研修 (コミュニティ開発) に参加したが、その中では難民コミュニティのソーシャル・キャピタルの構築に向けたアプローチが話された。

〈引用文献〉

- ・浅川晃広 (1999) 「オーストラリアにおける移民定住団体助成制度—多文化主義政策との関連で」『オーストラリア研究』12号, 18-32.
- (2003) 「オーストラリアの移民政策と不法入国者問題-『パシフィック・ソリューション』を中心に」『外務省調査月報』No.1,1-32.
- (2012) 「オーストラリア移民政策論」中央公論事業出版.
- ・浅川聖 (2013) 「日本の『内』への難民政策の特徴—難民認定申請者に対する『管理』と『保護』を中心に—」『横浜国際経済法学』第21巻第3号, 377-409.
- ・Hugo Graeme (2011), A Significant Contribution: The Economic, Social and Civic Contributions of First and Second Generation Humanitarian Entrants Summary of Findings, Australian Government Department of Immigration and Citizenship.
- ・Marshall, S., Pillai S. and Stack L. (2013) Community Detention in Australia: a more humane way forward, Forced Migration Review
- ・増田あゆみ (2010) 「オーストラリア多文化主義政策の変遷—政策をめぐる環境の変化と政府の対応の分析—」名古屋学院大学論集社会科学篇, 第47巻第1号, 83-84.
- ・Mori K. (1999), The Current Situation and Future Direction of Migrant Resource Centre in Sydney, Australian Studies, 12, 1-17.
- ・Pedersen A., Watt S. and Hansen S. (2006) The role of false belief in the community's and the federal government's attitude towards Australian asylum seekers, Australian Journal of Social Issues, Vol.41, 105-124.
- ・Pittaway, E., Bartolomei, L. & Doney, G. (2015) The Glue that Binds: An exploration of the way resettled refugee communities define and experience social capital, Community Development Journal Advance Access published online August 4, 1-18.
- ・Robinson (2014) Voices from the Front Line: Social Work with Refugees and Asylum Seekers in Australia and the UK, British Journal of Social Work, 44, 1602-1620.
- ・塩原良和 (2008) 「オーストラリアの移住者定住支援サービスと官民連携—『改革』の時代における『多文化共生』施策の在り方とは—」『シリーズ多言語・多文化協働実践研究』no.3, 30-34.
- ・UNHCR (2014) UNHCR Global Trends 2014 Forced Displacement in 2014, 21-22.